



産前産後期間相当分の 国民健康保険税が減額されます！

その年度に納める国民健康保険税のうち、出産予定または出産した国民健康保険加入者の所得割額および均等割額が、産前産後相当期間の4カ月間（多胎妊娠の場合は6カ月間）減額されます。

対象となる人・受付期間

出産予定または出産した国民健康保険の加入者が対象です。

妊娠85日（4カ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含みます）。

出産予定日の6カ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額方法

その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から出産予定月（または出産月）の前月から出産予定月（または出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます）相当分が減額されます。



※ 産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年額から減額されます。

※ 産前産後期間の保険税が0円になるとは限りません。

※ 多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の3カ月前から6カ月相当分が減額されます。

保険税が減額された場合、払いすぎになった保険税は還付（返金）されます。

届出に必要な書類

①本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※別世帯の人が申請される場合は、世帯主からの委任状が必要となります。

②届出書

③母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要です。



届出先

白井市役所 健康子ども部 保険年金課 保険税係
☎047-492-1111 内線3171・3173・3176・3177